

# 経理の窓 6月号

平成22年6月1日号

冷夏を予測させるような気温の低い日、晴れ間にのぞく太陽も、心なしかパワー不足、でも、紫外線は、最強、油断するといつの間にか……日焼けにご用心

今月の税務

法人 : 4月決算法人の確定申告と納付個人 ・ 市・県民税の第1期分の納付

社会保険: 労働保険の申告と納付(7月12日迄)

# グループ法人税制に<u>ついて</u>

国税庁のホームページに、平成22年度法人税関係法令の改正の概要が掲載されています。平成22年度の税制改正では、グループ法人課税制度が新設されました。大企業を対象とした制度と中小企業を対象とした制度や中小企業向け特例措置の適用もあります。

# 支配関係・完全支配関係の定義

- (1) 支配関係
- イ **当事者間の支配関係** 一の者(個人又は法人) が 他の法人の発行済株式又は出資の50%超を 直接又は間接に保有する関係
- ロ 法人相互の支配関係 一の者との間に当事者間の支配関係がある法人間の相互の関係
- (2) 完全支配関係
- イ 当事者間の完全支配関係 一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係
- ロ 法人相互の完全支配関係 一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人間の相互関係

# 100%グループ内の法人間の資産の譲渡損益の繰延

100%グループ内の内国法人間で、一定の資産の移転を行ったことにより発生する譲渡損益をグループ外に移転するまでの間、譲渡法人の側で、譲渡損益を繰り延べることとされました。

平成22年10月1日以後に行う譲渡損益調整資産の譲渡について適用されます。

## 対象資産 (譲渡損益調整資産)

譲渡直前の資産の帳簿価額が1000万円以上のもので、下記のもの

固定資産・土地・有価証券(売買目的有価証券を除く)・金銭債権及び繰延資産

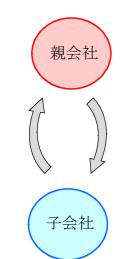
- ・棚卸資産(土地を除く)については、対象外
- ・対象資産が減価償却資産の場合には、毎年減価償却分を損金の額に算入する。

# 損益実現事由

グループ外への譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却等を行った場合。 譲渡法人もしくは、譲受法人がグループを離脱した場合。 100%グループ内の法人間の寄附金(平成22年10月1日以後支出する寄附金・受贈益に適用されます。) 100%グループ内の内国法人間からの寄附金について、支出側法人において全額損金不算入とすると ともに、受領法人において全額益金不算入とすることとされました。

100%グループ内の法人間からの受取配当等の益金不算入 (平成22年4月1日以後開始の事業年度に適用) 100%グループ内の受取配当については、全額益金不算入とされました。





- ・資産の譲渡損益は、一定の事由が発生するまで繰り延べる。
- ・法人間の寄附金は全額損金不算入
- ・現物分配は、

被現物分配法人 取得価額=帳簿価額 益金に不算入 利益積立金額に加算

現物分配法人 譲渡損益を計上しない

- ・受取配当等は、益金不算入
- ・親会社が資本金5億円以上の場合、子会社の資本金が1億円以下の場合でも、中小企業向け特例措置は適用しない。

## 中小企業向け特例措置

資本金等の額が1億円以下の法人には、特例措置が適用されていますが、資本金等が5億円以上の 法人または相互会社の100%子法人には、適用しないこととされました。

平成22年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税に適用されます。

対象措置

- ・交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
  - ・中小法人の軽減税率
  - 貸倒引当金の法定繰入率
  - ・欠損金の繰戻しによる還付制度
  - 特定同族会社の特別税率(留保金課税)の不適用

# 添付書類や通知義務・その他

100%グループ法人の関係を系統的に示した図を作成して確定申告書に添付することや譲渡法人又は、譲受法人に一定の事由が生じた場合には、それぞれの期限までに譲受法人又は譲渡法人に対して通知しなればならないこととされています。

その他、資本に関係する取引等に関して改正が行われています。詳細については、税理士にご相談されたり、国税庁が発表した平成22年度法人税関係法令の改正の概要等をご覧下さい。

国税庁のホームページからも入手することができます。 www.e-tax.nta.go.jp

適用開始時期が、平成22年4月1日のものと平成22年10月1日のものがありますので、注意が必要です。

# その他の改正

# 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入 ~制度が廃止されました。

平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用されないこととなります。

定期同額給与の制度は、残っていますので、年度の途中での、役員報酬の変更には、損金不算入 となる場合もあるので、注意が必要です。

#### 罰則

脱税犯に係る懲役刑の上限が10年(改正前5年)に、罰金刑の定額部分の上限が1000万円(改正前500万円)にそれぞれ引き上げられました。

秩序犯に係る罰金刑の上限が50万円(改正前20万円)に引き上げられました。

平成22年6月1日前にした行為については従来通り適用されます。

# 交際費等の損金不算入

適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。

交際費の範囲から1人あたり5000円以下の一定の飲食費は除外されます。

(中小企業、大企業の区別なく適用されます。)

資本金1億円超の法人が支出した交際費については、その全額が損金不算入。

中小企業(資本金1億円以下の法人)においては、定額控除限度額(600万円)まで、交際費支出の90%相当額について、損金算入が可能です。

個人事業主については、法人の場合のような交際費支出の損金算入を制限する措置はありません。

## 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻による還付の不適用

適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。

# 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。

中小企業社が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額 300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度。

20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年3分の1ずつ損金算入することも可能です。

# 【参考】役員給与の損金算入とされるものの範囲

①~③に該当する役員給与が損金算入されます。

使用人兼務役員に対して支給する使用人分給与は、役員給与から除かれます。

# ①定期同額給与

支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与その他これに準ずる給与

②事前確定届出給与

その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、一定の要件を満たすもの

③利益連動給与

同族会社に該当しない法人がその業務を執行する役員に対して支給する利益に関する指標を 基礎として算定される給与で、一定の要件を満たすもの

# (注意点)

- ※①~③に該当する給与であっても、不相当に高額な部分の金額については、損金の額に含まれません。事実を隠蔽し又は仮装して経理することにより支給するものは、損金の額に算入されません。
- ※平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

# 《お知らせ》 来月7月12日は、源泉所得税の特例納付の事業者の方の納期限になります。 1月から6月の源泉所得税を納付します。

有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844